

公益社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会及び専門委員会
設置規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の組織活動の充実を図り、より効果的に運営するために、理事会のもとに専門部会及び専門委員会を設置し、センターの事業活動を円滑に推進することを目的とする。

(組織)

第2条 専門部会は、総務部会、事業部会、広報部会、女性部会の四部会とし、専門部会のもとに専門委員会を置く。

2 専門部会間の調整及び事業経営上の諸問題に柔軟に対応する機関として、理事長、事務局長、部長により構成する「センター事業推進会議」を置く。

3 専門部会及び専門委員会の構成及び所掌事項は次のとおりとする。

「総務部会」

15名以内（理事5名以内、正会員10名以内）

- ①総会等式典に関する事
 - ②事業計画の企画及び進行に関する事
 - ③予算、決算、財務に関する事
 - ④事務局の効率的運営に関する事
 - ⑤会員の親睦、会員旅行に関する事
 - ⑥諸規定の整備・改廃に関する事
 - ⑦会員募集に関する事（入会説明会、入会登録会）
 - ⑧新入会員の研修に関する事
 - ⑨会員の資質向上に関する事
 - ⑩関係諸団体との連携に関する事
 - ⑪地域班活動委員会及びボランティア委員会の統括、調整に関する事
 - ⑫他の部会に属さない事
- （新しい事象については、センター推進会議において協議する）

〈地域班活動委員会〉

15名以内（理事3名以内、正会員（地域班長12名）

- ①地域班活動の支援に関する事
- ②会員間の親睦・交流に関する事
- ③地域貢献活動に関する事
- ④センター事業の連携及び協力に関する事

〈ボランティア委員会〉

12名以内（理事2名以内、正会員10名以内）

- ①地域社会貢献のための奉仕活動に関する事
- ②センター事業の啓発活動に関する事

「事業部会」

15名以内（理事5名以内、正会員10名以内）

- ①独自事業の開発と支援に関する事
- ②技術、技能向上のための研修等に関する事
- ③職群班の編成、活動支援に関する事
- ④未就業会員対策に関する事
- ⑤就業調整に関する事
- ⑥適正就業に関する事
- ⑦就業開拓に関する事
- ⑧安全適正就業管理委員会の統括に関する事

〈安全適正就業管理委員会〉

12名以内（理事2名以内、正会員10名以内）

- ①会員の健康・安全教育に関する事
- ②安全適正就業に関する事
- ③傷害事故の原因調査、再発防止に関する事
- ④安全パトロールに関する事

「広報部会」

12名以内（理事5名以内、正会員7名以内）

- ①事業の啓発宣伝及び計画立案に関すること
- ②ホームページの管理運営に関すること
- ③啓発用パンフレットの編集作成に関すること
- ④会報編集委員会の統括に関すること

〈会報編集委員会〉

7名以内（理事2名以内、正会員5名以内）

- ①会報の企画、編集に関すること

「女性部会」

12名以内（理事5名以内、正会員7名以内）

- ①女性会員のネットワーク作りに関すること
- ②女性会員の特性を生かした事業参加に関すること
- ③家事支援事業の支援に関すること

（部会等の構成）

第3条 専門部会は、理事5名以内、正会員8名以内、事務局職員により構成し部会委員は12名以内とする。

2 専門委員会は、理事、正会員、事務局職員により構成し委員は原則10名以内とする。

ただし、地域班活動委員会の構成は15名以内とし、地域班長を選任することを原則とする。

3 専門委員会の委員は、事務局長及び部会長によって選任するものとする。

（所掌事項）

第4条 削除

（特例事項）

第4条 課題や臨時、又は特別な事項で比較的短期に結論が求められ当規程により対応することが、適当でないと理事長が認めた場合、理事会の承認を得て「プロジェクト」チームを編成することができる。

2 理事長は、専門部会が担当する重要課題に対応する為、必要に応じて専任理事を任命することができる。

3 部会長は、専任理事が任務遂行上必要と認めた場合には第5条第4項により分科会を編成することができる。

（部会長等）

第5条 専門部会には部会長、専門委員会には委員長を置く。

2 部会長及び委員長は、正会員理事の互選により選出する。

ただし、専門委員会の委員長については、理事長が認めた場合は正会員の委員から選出することができる。

3 部会長及び委員長は、副部会長、副委員長を指名することができる。

4 部会長は、必要に応じて理事長の承認を得て分科会を編成することができる。

5 部会長は、分科会の委員を委任することができる。

6 副部会長及び副委員長は、部会長、委員長に事故あるときにはその職務を代行する。

7 部会長は、当該部会が所管する専門委員会の委員長を兼任することができる。ただし、他の部会の委員長を兼任することはできない。

8 専門部会に所属する理事は、理事長が認めた場合は、他の部会の専門委員を兼任することができる。

（会議）

第6条 専門部会の会議は、部会長が招集し会議の座長となる。

2 専門委員会の会議は、委員長が招集し会議の座長となる。

3 専門委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。

4 専門部会、専門委員会の会議に理事長、事務局長は必要に応じて出席することができる。

5 部会長は、委員長に必要に応じて出席を求めることができる。

6 部会長が、必要と認めたときは、部会員以外の者に出席を求めることができる。

(任期)

第7条 専門部会の部会員及び専門委員会の委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱)

第8条 専門部会の部会員及び専門委員会の委員は、理事長が委嘱する。

2 プロジェクトチームを編成する場合、メンバーは理事長が委嘱する。

(部会長等の任務)

第9条 専門部会の部会長及び専門委員会の委員長は、会議を開催し議事を処理をする。

(報告)

第10条 部会長は、専門部会及び専門委員会の活動内容について、必要と認める事項について理事会に報告するものとする。

2 委員長は、会議の審議内容や活動状況について、部会長に報告するものとする。

(報酬及び諸謝金)

第11条 専門部会及び専門委員会の会議に出席した場合の報酬及び諸謝金は、「公益社団法人松戸市シルバー人材センター役員報酬及び費用に関する規程」及び「公益社団法人松戸市シルバー人材センター諸謝金等の支給に関する規程」の定めに基づいて支給する。

2 報酬及び諸謝金は、別に定める議事録又は活動報告書を理事長に提出し承認を得ることにより支給される。

(庶務)

第12条 専門部会、専門委員会の庶務は事務局にて処理する。

(委任)

第13条 専門委員会等の運営について、必要事項について別途運用要綱に定める。

2 この規程に定めるものの他、必要事項は理事会で協議して定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 次の要綱は廃止する。

① 社団法人松戸市シルバー人材センター専門部会設置規程

② 社団法人松戸市シルバー人材センター安全管理委員会設置規程

③ 社団法人松戸市シルバー人材センター就業調整委員会設置要綱

④ 社団法人松戸市シルバー人材センター事業活性化委員会設置要綱

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。